

「子どもスキップ」一覧



豊島区 教育委員会 放課後対策課

ようこそ 子どもスキップへ



「子どもスキップ」とは…

小学校施設等を活用して、全児童を対象とする育成事業と学童クラブを総合的に展開する事業のことです。学校の教室、校庭、体育館などを活用し、小学1年生から6年生までの児童を対象として、自主的な参加のもとに、遊びをとおして子どもたちが交流を広げる事業です。

子どもスキップの中には、保護者の方が就労等の理由により、放課後の時間帯に家庭が留守になる児童をお預かりする「学童クラブ」もあります。学童クラブ利用児童と一般利用児童が交流することも目的のひとつになっています。

さらに、子どもスキップでは、子どもたちが安全・安心に活動できる居場所づくりを目指す文部科学省の補助事業である「放課後子ども教室」も実施しています。

近年、少子化に加えて、塾・習い事などで小学生の放課後の時間が様変わりしてきました。遊びたくても友だちがなかなか見つからなかったり、遊ぶ時間が少なかったりする子どもたちに子どもスキップは、「遊ぶ時間」「遊ぶ仲間」「遊ぶ空間」を用意し、さまざまな活動をとおして、多くの子どもたちが友だちとかかわり、関係を広げる「子ども同士の遊びと交流の場」を提供します。

平成16年の子どもスキップ南池袋の開設から、順次児童館をスキップに移行し、平成28年8月に子どもスキップ池袋本町の開設により、区内22小学校内にスキップが整備されました。

平成29年度からは事業を区長部局から教育委員会へ移管し、学校との連携を強化することにより、一元的な安全対策や施設改修を実現しています。

子どもスキップ

学童クラブ



一般利用



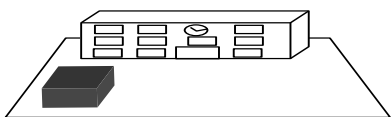
放課後 子ども教室



【子どもスキップ3つのパターン】

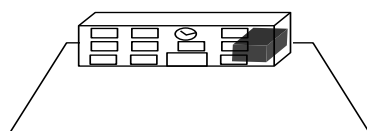
敷地内型展開

学校敷地内の施設を整備して
対応するパターン



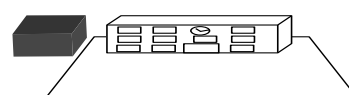
校舎内型展開

校舎内で事業展開するパターン



隣接型展開

学校と区民ひろば等が
至近距離にあり
一体的利用が可能なパターン



子どもスキップ事業のご案内

	学 童 ク ラ ブ		一 般 利 用
対 象	豊島区在住または当該小学校に区域外就学を許可された児童で、一定の条件を満たしている者		豊島区在住または当該小学校に区域外就学を許可された児童で、子どもスキップに利用届出している者
基本の利用時間	○授業のある日：放課後から午後6時まで（土曜日は午後5時まで） ○授業のない日：午前9時から午後6時まで（土曜日は午後5時まで）		
延長利用 ※要申請	9時前利用	午前8時15分から午前9時 (学校休業日・土曜日)	利用不可
	延長利用	午後6時から午後7時(平日のみ)	
利用料 ※減免あり	基本利用料	月額4,000円	無料
	9時前利用	年額1,000円	
	延長利用	月額1,000円	
登録等	毎年度に必要書類提出による利用申請が必要 ※ 審査後に利用可否などの決定を通知 (利用は1か所のみ)		事前の利用届出が必要 (豊島区在住の児童は複数スキップを利用可)
休業日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）		
利用の仕方	学校から直接ランドセルを持って向かう		①一度帰宅してから来る ②学校から直接ランドセルを持って向かう (直接利用)
帰宅時間等	職員が入退室システム・連絡帳で出欠や帰宅時間の予定などを確認して管理		保護者と児童との間で帰りの時間を決める <u>自主的な利用</u>
送 迎	原則不要 ※延長利用の場合はお迎えが必要		不要
お弁当	学校休業日・長期休業期間などには、弁当や水筒を持参		学校休業日・長期休業期間などには、保護者の判断により弁当や水筒を持参可
間 食	月額1,000円を子どもスキップへ現金納付 午後5時以降に間食を提供（土曜日除く） ※助成制度（半額）あり		持参不可
活動場所	学童クラブ専用のスペース・一般利用の児童との共用スペース・校庭・体育館等		学童クラブとの共用スペース・校庭・体育館等

※感染症の流行、災害発生等の場合、臨時休業の場合がございます。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、一般利用は一部利用を制限しています（令和4年10月現在）。
 詳細は各施設のホームページをご確認ください。

「放課後子ども教室」とは

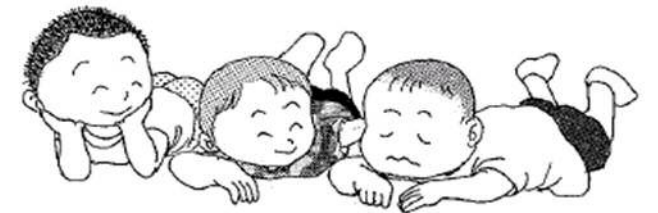
地域の方々の協力を得て、学習やスポーツ、文化、地域住民との交流などの活動を行っている放課後事業です。工作、手芸、囲碁、将棋、書道、茶道、読み聞かせ、英会話などの屋内活動から、テニスやバレーボール、バドミントンなどのスポーツ、ダンスなど体を動かすあそびまで、子どもたちの好奇心や関心を育む魅力的なプログラムを数多く用意しています。子どもスキップに利用届出をしている児童が参加できます。各放課後子ども教室で実施プログラムが違いますのでご確認ください。

「子どもスキップ」には

「子どもスキップ運営協議会」「地域子ども懇談会」があります

子どもスキップの運営に地域や関係諸機関の意見を反映させるため、「子どもスキップ運営協議会」を設置し、よりよい運営に向けての議論をしております。

また、各スキップが地域の子どもたちに関する健全育成活動や見守り活動の拠点となるために、地域・学校・家庭・行政が連携して「地域子ども懇談会」を設置しています。より地域に密着し、子育て力・教育力の向上が大きな目的です。



◇「豊島区子ども・若者総合計画」

豊島区は、令和2年3月に「豊島区子ども・若者総合計画」を策定しました。これは、平成27年3月に策定した「豊島区子どもプランー豊島区子ども・子育て支援事業計画」、平成29年3月に策定した「豊島区子ども・若者計画」を引き継ぎ、統合したものです。

「子どもスキップ」は、この計画の事業として位置付けられており、すべての子どもの最善の利益が考慮され、家庭や地域の中で子どもが成長し、子育てに伴う喜びが実感できるまちづくりを基本理念とし、安心して子どもを産み育て、子ども達の健やかな成長が笑顔となって地域にあふれるまちの実現を目指します。

